



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課）…………… 1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（総合情報政策課）…………… 2
- 家畜改良増殖法に基づく家畜人工授精に関する講習会の開催（畜産課）…………… 5
- 大規模小売店舗の変更の届出・3件（中小企業支援課）…………… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（空港課）…………… 6
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告・2件（空港課）…………… 8
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）…………… 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立図書館）…………… 11
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立図書館）…………… 12
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立図書館）…………… 14

### 病院事業局事項

- 組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程…………… 14
- 沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令…………… 17
- 沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令…………… 18

### その他

- 行政オンブズマンの運営状況の公表…………… 18

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成30年 6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 庁外アクセス用Windows端末及び通信サービス使用契約（設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成30年6月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないこと。
  - (5) 移動通信サービスを提供する電気通信事業を営むものであって、移動通信サービスにかかる無線局を自ら開設、運用している事業者であること。
  - (6) 電気通信役務のうち、携帯電話・タブレット端末等（3.9世代移動通信システムを使用するもの）の提供に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
  - (7) 提供しようとする役務等が庁外アクセス用Windows端末及び通信サービス使用契約仕様書を満たすことを証明すること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

## 4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)イに掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 2(5)に関して、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の規定に基づく、総務大臣の登録を証する書類

キ 2(6)に関して、直近2事業年度以上の営業実績を証する書類

ク 機能等証明書

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県企画部総合情報政策課ホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036

(3) 申請書等の受付期間 平成30年6月29日（金曜日）から同年7月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年8月31日（金曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する庁外アクセス用Windows端末及び通信サービス使用契約に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 庁外アクセス用Windows端末及び通信サービス（以下「端末機等」という。）使用契約（設定業務を含む。以下同じ。） 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課）（平成30年6月29日付け沖縄県公報定期第4655号に連載）により入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

## 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成30年6月29日（金曜日）から同年7月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036

## 4 共同で入札に参加する場合の入札参加資格 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を平成30年7月23日（月曜日）までに5(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 自主的に結成された共同企業体であること。
- (2) 共同企業体の構成員の数は2社又は3社とし、各構成員は2に該当するものであること。
- (3) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
- (4) 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上でなければならない。
- (5) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。
- (6) 共同企業体として2の要件を満たすこと。

## 5 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成30年6月29日（金曜日）から同年7月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 ホームページ<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/index.html>

## 6 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年8月8日（水曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁舎14階総合情報政策課OA研修室

## 7 入札保証金 見積る契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

## 8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 9 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年6月29日（金曜日）から同年7月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 5(2)の場所
- 10 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
  - (1) 名称 沖縄県企画部総合情報政策課行政ネットワーク整備班
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 長期継続契約について 当該契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定及び沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年沖縄県条例第56号）に基づく契約である。また、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除することができるものとする。
- 14 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、6(1)の日時に6(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 平成30年8月8日（水曜日）午前11時
    - イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
  - (1) Bids to be tendered  
Usage agreement for terminal units to remotely access the Okinawa Prefectural Government computer network system outside of government offices, and ancillary communication services. (including set-up of terminals)
  - (2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and information service specifications etc.
  - (3) Delivery period and place  
Will be specified on our explanatory pamphlet.
  - (4) Period and place to submit a bid eligibility application form  
Period: From 29 June, 2018 through 23 July, 2018 (Except for Saturday, Sunday and holiday)  
Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division  
1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan
  - (5) Bid due date and time

August 8, 2018 (Wednesday) 2:00 p.m.

(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Wednesday August 8, 2018.)

(6) Bid opening

Date and Time: August 8, 2018 (Wednesday) 2:00 p.m.

Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division, 0A Training Room

(7) Division in charge

Comprehensive Information Policy Division

Department of Planning

Okinawa Prefectural Government

1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan

Telephone number 81-98-866-2036

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 日時及び場所

(1) 日時 平成30年7月30日から同年8月17日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 場所 沖縄県立農業大学校（名護市大北一丁目15番9号）及び沖縄県畜産研究センター（今帰仁村字諸志2009番地5）

2 対象となる家畜の種類 牛

3 受講手続 受講願書は、住所地を管轄する家畜保健衛生所長に平成30年7月6日までに提出すること。

4 その他 詳細については、沖縄県農林水産部畜産課（電話番号098-866-2269）、北部家畜保健衛生所（電話番号0980-52-2939）、中央家畜保健衛生所（電話番号098-945-2297）、宮古家畜保健衛生所（電話番号0980-72-3321）又は八重山家畜保健衛生所（電話番号0980-84-4111）に問い合わせること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年6月29日から同年10月29日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び浦添市市民部経済観光局産業振興課において縦覧に供する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 P' s TOWN 浦添市宇港川254番地

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社プレンティールディングス 浦添市西原二丁目4番1号P' s SQUARE 4階 代表取締役 比屋根利通

3 届出年月日 平成30年5月8日

4 変更した事項 当該大規模小売店舗の名称

変更前 ハッピータウン

変更後 P' s TOWN

5 変更の年月日 平成30年5月1日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年6月29日から同年10月29日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 アクロスプラザ古島駅前 那覇市銘苅1丁目70番1号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和情報サービス株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 代表取締役 藤田勝幸
- 3 届出年月日 平成30年5月16日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗の名称  
変更前 (仮称)アクロスプラザ古島駅前  
変更後 アクロスプラザ古島駅前
- 5 変更の年月日 平成29年6月8日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成30年6月29日から同年10月29日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び那覇市経済観光部商工農水課において縦覧に供する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 コジマ×ビックカメラ那覇店 那覇市字安謝664番5及び664番9
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 フロンティア不動産投資法人 東京都中央区銀座六丁目8番7号 執行役員 岩藤孝雄
- 3 届出年月日 平成30年6月5日
- 4 変更した事項 当該大規模小売店舗を設置する代表者の氏名  
変更前 永田和一  
変更後 岩藤孝雄
- 5 変更の年月日 平成30年4月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 空港用医療資器材車（125型）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年

- 沖縄県告示第69号)に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 営業年数が平成30年4月1日現在において3年以上であること。
  - (3) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が100万円以上であること。
  - (4) 従業員の数が5人以上であること。
  - (5) 購入物品又はこれと類似する物の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
  - (6) 購入物品に関し、迅速な点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、定期点検以外の緊急を要する修理等のアフターサービスを速やかに提供できる者であること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
- (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあっては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 購入物品の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400
  - (3) 申請書等の受付期間 平成30年7月2日(月曜日)から同月6日(金曜日)までとし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成31年3月31日(日曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
- (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名(法人にあっては、代表者の氏名)
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する空港用医療資器材車(125型)に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 空港用医療資器材車 1台
- (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成31年3月29日（金曜日）
- (4) 納入の場所 下地島空港

2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 平成30年6月29日付け沖縄県公報定期第4655号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（空港課）による入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 平成30年7月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成30年7月2日（月曜日）から同月6日（月曜日）までのそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年8月3日（金曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県庁11階土木建築部第2入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時まで3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年7月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県土木建築部空港課管理班
  - (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成30年7月27日(金曜日)  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県土木建築部空港課に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
A medical materials and equipment transport vehicle For Airports (125 Class) 1 car
  - (2) TIME LIMIT OF DELIVERY  
29 March, 2019
  - (3) DATE FOR BIDS  
10:00 a.m. 3 August, 2018
  - (4) CONTACT POINT FOR THE NOTICE  
Airport Division, Department of Civil Engineering and Construction, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan  
Telephone 098-866-2400

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものについて一般競争入札(以下「入札」という。)に付するので、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達する物品等の名称及び数量 空港用医療資器材車 1台
  - (2) 調達する物品等の特質等 仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成31年3月29日(金曜日)
  - (4) 納入の場所 宮古空港
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
- (1) 入札に参加する者に必要な資格 平成30年6月29日付け沖縄県公報定期第4655号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告(空港課)による入札参加資格を有すると認められた者
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 平成30年7月2日(月曜日)から同月6日(金曜日)までのそれぞれの日の午前9時から午後

5時まで

- (2) 場所 沖縄県土木建築部空港課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2400

4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成30年7月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 3(2)の場所

5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年8月3日（金曜日）午前11時

- (2) 場所 沖縄県庁11階土木建築部第2入札室

6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

7 この入札に係る契約の締結は、沖縄県議会の議決を要する。

8 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札  
(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札  
(3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札  
(4) 入札書の表記金額を訂正した入札  
(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札  
(6) 入札条件に違反した入札  
(7) 連合その他不正の行為があった入札  
(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

9 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年7月2日（月曜日）から同月6日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。  
(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県土木建築部空港課管理班

- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語

- (2) 通貨 日本国通貨

13 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。

- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法

ア 期限 平成30年7月27日（金曜日）

イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県土木建築部空港課に提出すること。

- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

## (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY

A medical materials and equipment transport vehicle For Airports (125 Class) 1 car

## (2) TIME LIMIT OF DELIVERY

29 March, 2019

## (3) DATE FOR BIDS

11:00 a.m. 3 August, 2018

## (4) CONTACT POINT FOR THE NOTICE

Airport Division, Department of Civil Engineering and Construction, Okinawa Prefectural Government, 1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan

Telephone 098-866-2400

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 県道豊見城糸満線沿線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画準防火地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 翁長地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、豊見城市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の名称 県道豊見城糸満線沿線地区地区計画
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

沖縄県立図書館長 新 垣 忠

- 1 調達する物品等の種類 新県立図書館業務システムクライアント機器等
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成30年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第

1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの

#### 4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格登録申請書

イ 法人にあつては、発行後3か月を経過していない登記事項証明書

ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

エ 直近2箇年分の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類の写し

オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類

カ 電気通信機器類等の販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類

(2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先

ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付又は沖縄県立図書館ホームページからダウンロードすること。

イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立図書館 〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番16号 電話番号098-834-7916

(3) 申請書等の受付期間 平成30年6月29日（金曜日）から同年7月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 申請書等に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵送により通知する。

6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成31年3月31日（日曜日）までとする。

7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 住所又は所在地

(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）

(4) 使用印鑑

(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額

(6) 電話番号

8 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する新県立図書館業務システムクライアント機器等に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年6月29日

沖縄県立図書館長 新 垣 忠

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 新県立図書館業務システムクライアント機器等 一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入の期限 平成30年11月30日（金曜日）
  - (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段
  - (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
    - ア 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立図書館）（平成30年6月29日付け沖縄県公報定期第4655号に登載）により入札参加資格を有すると認められた者
    - イ 納入しようとする物品等の機能証明書を平成30年7月26日（木曜日）までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することができることを証明した者
  - (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
  - (1) 時期 平成30年6月29日（金曜日）から同年7月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 沖縄県立図書館 〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番16号 電話番号098-834-7916
- 4 契約条項を示す期間及び場所
  - (1) 期間 平成30年6月29日（金曜日）から同年7月26日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
  - (1) 日時 平成30年8月9日（木曜日）午前11時
  - (2) 場所 沖縄県立図書館2階ミーティングルーム
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を平成30年8月8日午後5時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
  - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
  - (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書面を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
  - (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
  - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
  - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
  - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
  - (6) 入札条件に違反した入札
  - (7) 連合その他不正の行為があった入札
  - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
  - (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成30年6月29日（金曜日）から同年7月23日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
  - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
  - (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
  - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県立図書館
- (2) 所在地 〒902-0064 那覇市寄宮1丁目2番16号

## 11 契約の手續において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法  
ア 期限 平成30年8月8日(水曜日)午後5時  
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立図書館に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。
- (4) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED  
Client device of the new prefectural library system 1 set
- (2) DELIVERY DUE DATE  
November 30, 2018
- (3) DATE FOR BIDS  
11:00 a.m. August 9, 2018
- (4) POINT OF CONTACT  
Okinawa Prefectural Library  
1-2-16 Yorimiya, Naha-city, Okinawa 902-0064 Japan  
Telephone 098-834-7916

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成30年6月29日

沖縄県立図書館長 新 垣 忠

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県立図書館移転・配架業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立図書館 那覇市寄宮1丁目2番16号
- 3 落札者を決定した日 平成30年6月4日
- 4 落札者の名称及び所在地 山九株式会社福岡支店 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭四丁目5番9号
- 5 落札金額 53,308,800円
- 6 契約の相手方を決定した手續 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成30年4月24日

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局管理規程第8号

組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成30年6月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我 那 覇 仁

#### 組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程

(沖縄県病院事業局組織規程の一部改正)

**第1条** 沖縄県病院事業局組織規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(課及び班の設置)

**第4条** 本庁機関に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班を置く。

課名	班等名
県立病院課	総務班 企画班 人事班 給与班 人材確保班 予算経理班 経営改善班 施設整備・ICT推進班

第8条第2項の表副参事の項の次に次のように加える。

班長	班の事務を処理するとともに、班の業務について課長を補佐する。
----	--------------------------------

第11条第2項の表中「北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院及び精和病院」を「県立病院」に改める。

(沖縄県病院事業局事務決裁規程の一部改正)

**第2条** 沖縄県病院事業局事務決裁規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「副参事」の次に「、班長」を加え、同条第20号を同条第21号とし、同条第15号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同条第14号の次に次の1号を加える。

(15) 班長 組織規程第8条に規定する県立病院課の班長をいう。

第6条の次に次の3条を加える。

(労務管理監の専決事項)

**第6条の2** 労務管理監が専決することができる事項は、別表第3の2に掲げるとおりとする。

(経営企画監の専決事項)

**第6条の3** 経営企画監が専決することができる事項は、別表第3の3に掲げるとおりとする。

(班長の専決事項)

**第6条の4** 班長が専決することができる事項は、別表第3の4に掲げるとおりとする。

第14条第1項中「指定した者」を「指定した班長」に改める。

別表第1第24項に次の1号を加える。

(9) 予算内の支出をするため一時借入れ及び借換えをすること。

別表第2第6項中「病院事業統括監、県立病院課長」を「病院事業統括監等」に改める。

別表第3第23項を削り、同表第24項中「軽易な申請」を「申請」に、「回答」を「回答(軽易な事項を除く。)」に改め、同項を同表第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 広報を行うこと。

別表第3第25項を削り、同表第26項中「関すること」を「関する事務を行うこと」に改め、同項を同表第25項とし、同表第27項を同表第26項とする。

別表第3の次に次の3表を加える。

**別表第3の2** (第6条の2関係)

労務管理監の専決事項

1 所掌事務に係る軽易な事項に関する申請、依頼、通知、催告、報告、届出、進達、照会及び回答を行うこと。
2 所掌事務に係る届出、報告等を徴し、又は受理すること。
3 所掌事務に係る各種の台帳の調製及び備付けをすること。
4 所掌事務に係る台帳等を閲覧させ、又は縦覧に供すること。
5 所掌事務に係る諸証明を行うこと。
6 所掌事務に係る文書を提出者の請求により、又はその不備を訂正させるため返却すること。
7 財務規程の規定に基づき、所掌事務に係る支出負担行為及び支出(本庁所管の1件又は1品の金額が10万円未満の医業費用の経費及び研究研修費に限る。)を決定し、命令すること。

**別表第3の3** (第6条の3関係)

経営企画監の専決事項

- 1 所掌事務に係る軽易な事項に関する申請、依頼、通知、催告、報告、届出、進達、照会及び回答を行うこと。
- 2 所掌事務に係る届出、報告等を徴し、又は受理すること。
- 3 所掌事務に係る各種の台帳の調製及び備付けをすること。
- 4 所掌事務に係る台帳等を閲覧させ、又は縦覧に供すること。
- 5 所掌事務に係る諸証明を行うこと。
- 6 所掌事務に係る文書を提出者の請求により、又はその不備を訂正させるため返却すること。
- 7 財務規程の規定に基づき、支出負担行為及び支出（本庁所管の1件又は1品の金額が30万円未満の医業費用の経費及び研究研修費（労務管理監及び班長が支出負担行為及び支出を決定し、命令するものを除く。）に限る。）を決定し、命令すること。

別表第3の4（第6条の4関係）

班長の専決事項

- 1 軽易な事項に関する申請、依頼、通知、催告、報告、届出、進達、照会及び回答を行うこと（労務管理監及び経営企画監が行うものを除く。）。
- 2 届出、報告等を徴し、又は受理すること（労務管理監及び経営企画監が行うものを除く。）。
- 3 各種の台帳の調製及び備付けをすること（労務管理監及び経営企画監が行うものを除く。）。
- 4 台帳等を閲覧させ、又は縦覧に供すること（労務管理監及び経営企画監が行うものを除く。）。
- 5 所掌事務に係る諸証明を行うこと（労務管理監及び経営企画監が行うものを除く。）。
- 6 文書を提出者の請求により、又はその不備を訂正させるため返却すること（労務管理監及び経営企画監が行うものを除く。）。
- 7 財務規程の規定に基づき、支出負担行為及び支出（本庁所管の1件又は1品の金額が10万円未満の医業費用の経費及び研究研修費（労務管理監が支出負担行為及び支出を決定し、命令するものを除く。）に限る。）を決定し、命令すること。

（沖縄県病院事業局文書管理規程の一部改正）

第3条 沖縄県病院事業局文書管理規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「庶務を担当する主幹」を「総務班の班長」に改める。

（沖縄県病院事業局文書編集保存規程の一部改正）

第4条 沖縄県病院事業局文書編集保存規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中「主幹又はこれに準ずる者」を「班長若しくは主幹又はこれらに準ずる者」に改める。

（沖縄県病院事業局公印規程の一部改正）

第5条 沖縄県病院事業局公印規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「庶務を担当する主幹」を「総務班の班長」に改める。

（沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正）

第6条 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

別表第7の4級の項及び5級の項中「主幹」を「班長又は主幹」に改める。

別表第8第2項の表中

3級	1 主任技師の職務
	2 相当困難な業務を行う主任の職務
4級	相当困難な業務を行う主任技師の職務

5級	1 病院の薬局長又は技師長の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務
6級	困難な業務を行う病院の薬局長又は技師長の職務

を

3級	1 主任技師又は室長の職務 2 相当困難な業務を行う主任の職務
4級	相当困難な業務を行う主任技師又は室長の職務
5級	1 病院の薬局長、技師長、室長（リハビリテーション室の室長に限る。） 又は主幹の職務 2 困難な業務を行う主任技師の職務
6級	困難な業務を行う病院の薬局長、技師長、室長（リハビリテーション室の室長に限る。）又は主幹の職務

に改める。

別表第16病院事業行政職給料表の項中「主幹」を「班長又は主幹」に改め、同表病院事業医療職給料

表(2)の項中

「  
薬局長及び副薬局長の職にある職  
技師長及び副技師長の職にある職  
主任技師の職にある職員（再任用職員を除く。）（基準日現在の経験年数が31年以上（短大3卒）である職員に限る。）  
主任の職にある職員（再任用職員を除く。）（基準日現在の経験年数が31年以上（短大3卒）である職員に限る。）  
」

を

「  
薬局長及び副薬局長の職にある職員  
技師長及び副技師長の職にある職員  
室長（リハビリテーション室の室長に限る。）の職にある職員  
主幹の職にある職員  
主任技師又は室長の職にある職員（再任用職員を除く。）（基準日現在の経験年数が31年以上（短大3卒）である職員に限る。）  
主任の職にある職員（再任用職員を除く。）（基準日現在の経験年数が31年以上（短大3卒）である職員に限る。）  
」

に改め、同表病院

事業特定業務等従事任期付職員行政職給料表の項中「主幹」を「班長又は主幹」に改める。

（沖縄県病院事業局財務規程の一部改正）

**第7条** 沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「病院事業局統括監等」を「病院事業統括監等」に改め、同条中「病院事業局統括監及び県立病院課長」を「病院事業統括監、県立病院課長、労務管理監、経営企画監及び班長」に改める。

第53条中「院長」を「所属長」に改める。

別表第4中「県立病院課総務担当主幹」を「県立病院課総務班の班長」に改める。

（沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程の一部改正）

**第8条** 沖縄県病院事業局標準的な職を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の表1の項職制上の段階の欄中「組織規程第8条第2項に規定する主幹」を「組織規程第8条第2項に規定する班長及び主幹」に改め、同項標準的な職の欄中「主幹」を「班長」に改める。

**附 則**

この規程は、平成30年7月1日から施行する。ただし、第1条中第11条第2項の表の改正規定は、同年10月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局訓令第6号**

沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年6月29日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局標準職務遂行能力を定める規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「主幹」を「班長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

**沖縄県病院事業局訓令第7号**

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年6月29日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

**沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令**

沖縄県病院事業局職員の人事評価実施規程（平成28年沖縄県病院事業局訓令第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 県立病院課の項中

主幹	課長又は企画監等
主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	企画監等又は主幹

を

」

班長 主幹	課長又は企画監等
主査級以下の職（これに相当する職を含む。）	企画監等若しくは班長又は主幹

に改め、同表県立病院の項中

」

診療科部長 診療科副部長（班長級相当職）	診療科部長	院長
医長（主査級相当職） 医師（主事級相当職）		

を

」

診療科部長 診療科副部長（班長級相当職）	医療部長	院長
医長（主査級相当職） 医師（主事級相当職）	診療科部長	医療部長

に改める。

」

別表第2の1の項中「主幹」を「班長」に改める。

別表第3の1の項中「人事担当主幹」を「人事班の主幹」に改め、同表の2の項中「県立病院課人事担当」を「県立病院課人事班」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

**そ の 他**

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成7年3月27日知事決裁）第18条の規定により、平成29年度におけ

る行政オンブズマンの運営状況を次のとおり公表する。

平成30年6月29日

沖縄県行政オンブズマン 宮 城 嗣 宏  
 沖縄県行政オンブズマン 當 間 重 美

第1 平成29年度苦情申立等の概要

1 苦情申立等受付状況

(1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は、8件である。そのほか、窓口・電話等での苦情が126件、相談・要望等が78件、問合せ・資料請求が17件で、苦情申立等の件数は、合計229件となり、前年度の276件より47件減少している。

部局別には、子ども生活福祉部に係る苦情申立等が最も多く、次いで土木建築部、総務部、知事公室、保健医療部の順となっている。

第1表 苦情申立等件数一覧

事項 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立（書面）	1	0	0	0	3	1	0	1	1	0	0	1	8
窓口・電話等での苦情	10	5	11	11	9	15	10	18	11	4	12	10	126
相談・要望等	10	5	6	6	9	5	8	6	3	3	6	11	78
問合せ・資料請求	1	3	1	0	1	2	1	3	0	3	1	1	17
計	22	13	18	17	22	23	19	28	15	10	19	23	229

(2) 苦情申立（書面）受付件数を部局別にみると、土木建築部3件、環境部2件、総務部1件、子ども生活福祉部1件、保健医療部1件の合計8件となっている。

第2表 部局別苦情申立（書面）受付件数

部局 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
知事公室													
総務部					1								1
企画部													
環境部					1				1				2
子ども生活福祉部												1	1
保健医療部					1								1
農林水産部													
商工労働部													
文化観光スポーツ部													
土木建築部	1					1		1					3
教育庁													
病院事業局													
その他													
計	1				3	1		1	1			1	8

(注) 1件の苦情について所管する部局が複数ある場合には、主な窓口となる部局に算入する。

2 苦情申立（書面）処理状況及び苦情内容

## (1) 苦情申立（書面）処理状況

平成29年度は、前年度からの調査継続のもの3件、平成29年度に受け付けたもの8件の合計11件を処理した。

処理済みの内訳は、申立ての趣旨に沿ったもの5件、行政に不備がなかったもの3件、所管外のもの3件となっている。

第3表 苦情申立（書面）処理状況

処理区分	件数
1 申立人に結果通知したもの（苦情調査結果通知書送付）	8
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	(5)
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	(3)
2 所管外のもの	3
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	(3)
(2) 移送	
3 その他のもの（苦情を調査しない旨の通知書送付）	0
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	
(3) 虚偽その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	
4 調査を中止したもの	0
5 取り下げられたもの	0
処理済み合計	11
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	0
総計	11

## (2) 苦情申立ての内容及び処理結果

書面による苦情申立ての内容及び処理結果は、次のとおりである。なお、括弧書は、所管部局を示す。

## ア 平成28年度受付

## (ア) 生活保護費の費用徴収について（子ども生活福祉部）

〔趣旨〕 生活保護費の費用徴収は間違っているのでは是正を求める。

〔結果〕 当職としては、子ども生活福祉部は、一部申立ての趣旨に沿って処理することとしており、本件申立てに対し適正に対応しているものと考え。

## (イ) 南部土木事務所職員の不適切な対応について（土木建築部）

〔趣旨〕 南部土木事務所職員の不適切な対応について、改善を求める。

〔結果〕 当職としては、当該職員及び上司の謝罪があり、適正な窓口対応のため、建築行政主務班長会議での説明や各土木事務所長への文書通知がなされていることから、土木建築部は本件申立てに対し適正に対応しているものと考え。

## (ウ) 農地転用許可申請に伴う添付書類について（農林水産部）

[趣旨] 農地転用許可申請に必要な書類の提出を求められている。

[結果] 当職としては、農林水産部は、申立人の農地転用許可申請に対し、関係法令に基づき適正に対応しているものと認める。

イ 平成29年度受付

(7) 県道用地の補償等について（土木建築部）

[趣旨] 県道の歩道の一部となっている申立人の土地を原状回復するか、買い取ってほしい。

[結果] 土木建築部は当該箇所について買いとる方針で補償交渉を進めていくとしており、本件申立てに対し適切に対応しているものとする。

(8) 沖縄海岸国定公園事業（名嘉真宿舍事業）の認可取消等について（環境部）

[趣旨] 沖縄海岸国定公園事業（名嘉真宿舍事業）の認可取消等を求める。

[結果] 本件は、行政不服審査法に基づき審査請求中の事案に関する事項であり、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条第2号の規定に該当するため、調査しないこととする。

(9) 行政不服審査請求の受付・回答の一元化について（総務部）

[趣旨] 行政不服審査請求の受付・回答の一元化を求める。

[結果] 本件は、行政不服審査法に基づき審査請求中の事案に関する事項であり、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条第2号の規定に該当するため、調査しないこととする。

(10) 「県民ご意見箱」のご意見用紙改ざんについて（保健医療部）

[趣旨] 「県民ご意見箱」のご意見用紙様式の改ざんの経緯を明らかにしてもらいたい。

[結果] 当該様式がどのような経緯で変更され所定の様式と混在して備え置かれたかは明らかにならなかったが、申立人の指摘を受け速やかに所定の様式に取り替えており、今後その管理を徹底することとしていることから、本件申立てに対し保健医療部は適切に対応しているものとする。

(11) 県営住宅の入居手続及び家賃並びに管理について（土木建築部）

[趣旨] 県営住宅の入居手続及び家賃並びに防犯等の管理における不利益を改善してもらいたい。

[結果] 当職としては、本件に関する公社及び土木建築部の対応は妥当なものとする。

(12) 南部土木事務所職員の対応改善について（土木建築部）

[趣旨] 南部土木事務所の職員対応が不適切なものであったことから、来庁者への対応改善及び対応策の掲示を求める。

[結果] 当職としては、南部土木事務所建築班職員への指導、各土木事務所に対する適正な窓口対応を求める文書通知がなされていることや、相談への対応方法を示した「相談窓口のご案内」を掲示する改善を行っていることから、土木建築部は本件申立てに対し適切に対応しているものとする。

(13) 中城村村道の路盤材混入産業廃棄物の除去処理について（環境部）

[趣旨] 中城村の村道工事における路盤材に混入した産業廃棄物の除去処理についての対応が不適切である。

[結果] 当職としては、本件産業廃棄物の処理に対する環境部の対応は、重機作業時の除去を確認できず、写真も一部箇所のものしかなかったにしても、妥当なものであったと考える。

(14) アパート賃借人の原状回復費用の未払いについて（所管外）

[趣旨] 申立人が経営するアパートの生活保護を受けている賃借人及び障害福祉サービス事業所を経営している賃借人の原状回復費用未払いの解決を求める。

[結果] 本件申立ては、県の機関の業務に関する事項ではないので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第3条の規定により所管外のため、調査しないこととした。

3 窓口・電話等での苦情・相談

苦情申立ては、文書によることとされているが、窓口・電話等での苦情・相談についても、できる限り対応している。

第2 提言及び意見表明

行政オンブズマンは、苦情調査の結果必要と認めるときは、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条の規定により、県の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう提言し、又は制度の改善を求めるための

意見を表明することができる。

平成29年度は、提言及び意見の表明はなかった。

### 第3 その他運営状況

#### 1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村又は国の事務に関する場合も多く、これらの苦情等についても、市町村の相談窓口、総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図りながら事務処理を行っている。

#### 2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談内容等を県のホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

発行所  
沖縄県総務部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷  
〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号